○総務省告示第三百四十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十四号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年十月一日から適用する。

平成二十二年九月二十七日

総務大臣　片山　善博

表一の項に掲げる区域の項中「810MHz」を「815MHz」に改め、「915MHzを超え925MHz以下、940MHzを超え948MHz以下」を削り、同表二の項に掲げる区域の項中「810MHzを超え846MHz」を「815MHzを超え845MHz」に改め、「、898MHzを超え901MHz以下、915MHzを超え925MHz以下、940MHzを超え948MHz以下」を削り、同表三の項に掲げる区域の項及び四の項に掲げる区域の項中「810MHzを超え846MHz」を「815MHzを超え845MHz」に改め、「、898MHzを超え901MHz以下、915MHzを超え925MHz以下、930MHzを超え948MHz以下」を削り、同表五の項に掲げる区域の項中「810MHzを超え846MHz」を「815MHzを超え845MHz」に改め、「、898MHzを超え901MHz以下、915MHzを超え925MHz以下、940MHzを超え948MHz以下」を削り、同表六の項に掲げる区域の項中「810MHzを超え846MHz」を「815MHzを超え845MHz」に改め、「、898MHzを超え901MHz以下、915MHzを超え925MHz以下、930MHzを超え948MHz以下」を削り、同表七の項に掲げる区域の項中「810MHzを超え846MHz」を「815MHzを超え845MHz」に改め、「、898MHzを超え901MHz以下、915MHzを超え925MHz以下、930MHzを超え948MHz以下」を削り、同表八の項に掲げる区域の項中「810MHz」を「815MHz」に改め、「、915MHzを超え925MHz以下、930MHzを超え948MHz以下」を削り、同表九の項に掲げる区域の項中「810MHz」を「815MHz」に改め、「、915MHzを超え925MHz以下、940MHzを超え948MHz以下」を削り、同表十の項に掲げる区域の項中「810MHzを超え846MHz」を「815MHzを超え845MHz」に改め、「、898MHzを超え901MHz以下、915MHzを超え925MHz以下、935MHzを超え948MHz以下」を削り、同表十一の項に掲げる区域の項中「810MHz」を「815MHz」に改め、「、915MHzを超え925MHz以下、940MHzを超え948MHz以下」を削る。

注1の表十の項に掲げる区域の項中「854.62075MHzを超え854.62925MHz以下の周波数」、「857.62075MHzを超え857.62925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.2MHz以下のものに限る。）」及び「858.39575MHzを超え858.40425MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.2MHz以下のものに限る。）」を削り、同表十五の項に掲げる区域の項中「856.63785MHzを超え856.64175MHz以下の周波数」を削る。

○財務省告示第三百十三号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年九月二十七日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第一回	百十四億六千五百八十五万円	百十四億千二百五十九万千八百三十四円
合計		百十四億六千五百八十五万円	百十四億千二百五十九万千八百三十四円

○農林水産省告示第千六百三十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十二砂糖年度に係る同項の砂糖調整基準価格を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

砂糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一五二、七〇〇円

○農林水産省告示第千六百三十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十二砂糖年度に係る同号の指定糖調整率を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

指定糖調整率　百分の三六・〇〇

○農林水産省告示第千六百四十号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二砂糖年度に係る同項の異性化糖調整基準価格を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

異性化糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一六九、四八一円

うち消費税額及び地方消費税額分　八、〇七一円

○農林水産省告示第千六百四十一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、平成二十二砂糖年度に係る同号の異性化糖調整率を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

異性化糖調整率　百分の一四・一五

○農林水産省告示第千六百四十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成二十二でん粉年度に係る同項のでん粉調整基準価格を次のように定めたので、同条第三項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

でん粉調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一四二、二八〇円

○農林水産省告示第千六百四十三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十一条第一項第一号の規定に基づき、平成二十二でん粉年度に係る同号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、同条第三項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

指定でん粉等調整率　百分の七・三三七

○農林水産省告示第千六百四十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十四条第一項の規定に基づき、平成二十二砂糖年度に係る同項の農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産大臣が定める額は、一、〇〇〇キログラムにつき二五、三三五円とする。ただし、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量に達しない場合には、当該農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二五、三三五円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。

○農林水産省告示第千六百四十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成二十二砂糖年度に係る同号の農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき　四八四円

うち消費税額及び地方消費税額分　二三円